

税額控除一覧

■ 調整控除

所得税から住民税への税源移譲に伴い生じた、住民税の負担増を調整する控除です。他の税額控除に先立ち、所得割額から差し引かれます。特に手続きは必要ありません。

計算方法

区分	控除額
合計課税所得金額が 200 万円以下の場合	次のうちいずれか少ない金額の 5% ① 所得税との人的控除の差額の合計 ② 合計課税所得金額
合計課税所得金額が 200 万円を超える場合	①から②を控除した金額※の 5% ① 所得税との人的控除の差額の合計 ② 合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額 ※5 万円を下回る場合は 5 万円

■ 配当控除

総合課税を選択した配当所得がある場合、一定の計算により配当控除を差し引きます。申告書に総合課税の配当所得に関する記入があれば、別途手続きは必要ありません。

■ 住宅借入金等特別控除

住宅ローンを利用し、住宅の取得や増改築を行った場合に適用される控除です。平成 21 年から令和 7 年までの間に入居された方で、所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けており、所得税から引ききれなかった額がある場合は、その残額を翌年度の住民税から控除します。

手続き

確定申告または年末調整で申請できます(給与所得者の方も、初年度は確定申告が必要です)。別途市役所への手続き等は不要です。

控除額

所得税で控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額と、所得税の課税総所得金額等に5%を乗じた金額（上限 97,000 円）とのいずれか小さい金額。

※平成 26 年 4 月から令和 3 年までの間に入居し、住宅を消費税 8%または 10%で取得した場合は、課税総所得金額等に 7%を乗じた金額(上限 136,500 円)となります。

注意事項

確定申告書や給与支払報告書に、住宅借入金等特別控除に関する記載がない場合は控除を受けられないことがあります。

■ 寄附金税額控除

特定の団体に寄附をした場合に、所得割額から差し引かれます。

対象となる寄附金

- ① 都道府県または市区町村に対する寄附金
- ② 高知県共同募金会・日本赤十字社高知県支部に対する寄附金
- ③ 高知県または須崎市が条例で指定した団体に対する寄附金

手続き

- ① 所得税の確定申告を行う場合

確定申告書の住民税に関する事項の寄附金税額控除欄に、寄附した金額を区分ごとに記入してください。市役所への申告は必要ありません。

- ② 所得税の寄附金控除対象外の寄附をした場合

団体から送られる寄附金の受領証明書を添付し、市町村申告書を提出してください。

控除額

- ① 本則控除（対象となる寄附金すべてに適用）

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$

※寄付金額は総所得金額等の 30%が限度です。

- ② 特例控除（ふるさと納税分に適用）

$(\text{ふるさと納税の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - \text{所得税の適用税率} \times 1.021)$

※調整控除後の所得割額の 20%が限度です。

ふるさと納税ワンストップ特例制度

ふるさと納税についてワンストップ特例の適用を受けた方で次の条件をすべて満たす方は、申告をしなくても寄附金税額控除の適用を受けることができます。

1. 所得税の確定申告や住民税の申告が不要な方
2. ふるさと納税の寄附先が年間5団体以下の方

ワンストップ特例の適用を受けるためには、寄附の都度、寄附先の地方団体に申請書を提出する必要があります。なお、この特例の適用を受けた場合、所得税からの寄附金控除は行われず、それに相当する額が、寄附金税額控除に含められ住民税から差し引かれます。

※控除の追加など所得税の確定申告を行った場合は、この特例は無効となりますので、確定申告書に寄附金控除の適用を受ける旨の記入が必要です。住民税に関する事項欄への記入も忘れないよう注意してください。

■ 外国税額控除

外国で得た所得に対して、所得税や住民税に相当する税を納付した場合、一定の計算によりその外国税額が住民税の所得割額から差し引かれます。

■ 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

上場株式の配当金から差し引かれた配当割額や、上場株式の譲渡益から差し引かれた株式等譲渡所得割額がある場合で、所得税の確定申告においてこれらの所得を申告した時には、住民税からも配当割額または株式等譲渡所得割額を控除します。なお、控除しきれない額については還付または充当となります。確定申告書の、住民税に関する事項欄への記入を忘れないよう注意してください。